次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年三分三厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年三分三厘以内となる資金にあっては、年四分五厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年三分二厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年三分二厘以内となる資金にあっては、年四分四厘五毛とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百五十五号

漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号及び第三条第四項の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年九月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
（貸付利率の上限） **第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。		（貸付利率の上限） **第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	
資金の種類	貸付利率	資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分三厘	一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分二厘
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年三分三厘	二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年三分二厘
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分三厘	三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分二厘
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分三厘	四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分二厘
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分三厘	五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分二厘
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分三厘	六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分二厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年三分三厘	七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年三分二厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年三分三厘	八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年三分二厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年三分三厘	九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年三分二厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分三厘	十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分二厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分三厘	十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分二厘
（利子補給率の上限） **第八条**　法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年一厘とする。		（利子補給率の上限） **第八条**　法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年五毛とする。	